答 弁 第 一 号 平成六年九月二十日受領

内閣衆質一三〇第一号

平成六年九月二十日

衆

議院議長

土井たか子殿

内閣総理大臣 羽 田 孜

衆議院議員今村修君提出海外再処理契約及び返還ガラス固化体に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

0 1 から 3 までについ 7

業者(以下

フランス核燃料会社 (以 下 「COGEMA」という。)に使用済燃料の再処理を委託した我が国 の電気事

「電気事業者」という。)は、昭和六十三年一月二十一日付けで、COGEM

Aが我が国に

返還しようとするガラス固化体(使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した

残りの液体をガラスにより固型化したものをいう。 以下同じ。) の仕様に関して電気事業者が行っ た 検 討

結果についての検討依頼文書を科学技術庁原子力安全局長あてに提出した。 しかし、 当該検討依 頼に係る

事務 については、 核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六

号。 以下 「原子炉 等規制法」という。) 等の規制法令の規定に基づく事務ではなく、 我が国 \mathcal{O} 原 子 力 政 策

政策的 上 使用 断に基づく事務であるため、 済燃料の海外における再処理役務 科学技術庁においては原子力局長がその取りまとめを行うことと の提供を円滑に受けることが重要であり、 そのために必要との

原子力局長からその検討結果を電気事業者に対して通知したものである。

0) 4について

判

原子力安全局長あての検討依頼文書の取扱 いを検討 し、 当該文書を担当の原子力局長 ^ 送付、 処理し

たことは行政 上の 処理として問題 は な 1 Ł のと考えてい る。 また、 検討結果を原 子力局 長 から通 知 し たこ

とにより、 再 処 处理契約· 上問 題は生じなか ったものと承知してい る。

一の5について

科学技術庁は、 再処理契約上、 電気事業者がCOGEMAから使用済燃料の再処理役務の提供を円滑に

受けるためには、 検討 話果の 通知が必要不可欠であることにか んがみ、 正確さを期する観点から、 検 討

果を文書にて通知したものである。

の6の①について

再 処 理 契約 にお 1 ては、 電気事 ・業者は、 С О G E M Aからガラス 固化体 の仕 様 が提出され た後、 日本の

関係当局 から当該 仕 様につ 7 ての 承認を得ることを要求されているものと承知して 7 る。

の6の②及び③について

再処理契約にお いては、 当該仕様から得られるガラス固化体が受入れ可能であることについて日本の関

係当局 から確認が得られない場合には、 C Ο Ğ E M A は、 再処理契約を修正 し、 再処理役務の提供を行 わ

ず、 使用済燃料を一 時貯蔵の後電気事業者に返還することができることとなっていると承知している。

一の7の①について

C O G Е M Aから提出されたガラス固化体の仕様については、 財産権の保護の観点から非公開とすべき

t のが あるか否かについて、 現在、 電気事業者及びCOGEM Aと調整を行っている段階であるため、 答

弁を差し控えたい。

の7の②について

電 気事業者は、 科学技術庁に検討依頼を行う前に、 その事業所等において 「海外再処理に伴う返還廃棄

物 の安全性の考え方等について」(昭和六十二年八月二十七日原子力安全委員会決定) に基づき検討 を 行

1 当該 仕 様 に示され た項目及びその数値が妥当であり、 当該 仕様から得られるガラス固化体を安全に貯

蔵 し得る貯蔵 施設 の設計 が 可能であると判断したと承知している。

の8の①及び②について

原子力安全局は、 昭和六十三年一月から同年八月までの間、 同局内において「海外再処理に伴う返還廃

棄物の安全性の考え方等について」 に基づき検討を行い、 電気事業者の検討結果は妥当と判断したもので

ある。

<u>ー</u>に うい 7

返 還予 定 \mathcal{O} ガラス固 化体が廃棄物管理施設において管理される際には、 原子炉等規制法に基づく廃 棄物

管 理 一の事 業の許可並 びに廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法の認可に係る審査等において、 廃棄

物管 理事 業者が当該ガラス固化体を当該 廃棄物管理施設において安全に管理できることが確認されること

となっており、 また、 返還予定の ガラス固 [化体が電気事業者により廃棄物管理設備 に廃棄され る際 には

原子 炉等 規制法に基づき、 その 放射能濃度、 発熱量等が当該廃 棄物管理設備 におい て管理することが でき

るものとすること等の保安 (T) ため に必要な措置を講ずること等が ?電気事 業者に義務付 けら れて 1 る。 返 還

予定のご ガラス固化体につい ては、 仕 様そ 0) ŧ Oに つ 1 ての具体的 基準等により 法的 に 規制され 7 1 る \mathcal{O} で

は なく、 その 廃棄 に係る安全性は、 これら \bar{O} 原子炉等規制 法に基づく 廃棄物管 理 一の事 業に係る規制 及びエ

場又は 事 業所の外 にお いて行われる廃棄に係る規制等を通じて確保される。

三に うい 7

原子炉等規制法第五十一条の二第一 項に規定する廃棄物管理については、 その対象となる放射性廃棄物

が、 当該 放射性廃棄物に含まれ る放射性物質についての放射能濃度により限定され てい ないため、 核 原料

物質、 核 燃料物質 及び 原子 炉 0 規 制 に関 する法律 施 行令 昭 和三十二年政令第三百二十四号) 第十三 条 \bigcirc

九 に 規定する廃棄 物 埋 設に係る核 種 別 \mathcal{O} 放 射 能濃度と同様 \mathcal{O} 基準 は法令に規定され てい な 1 が 7 ず れ に

せよ、 廃棄物管理に係る安全性は、 原子炉等規制法に基づく廃棄物管理の事業の 許可、 廃棄物管 理施設に

関する設計及び工事の方法の認可、 使用前検査並びに定期検査等の規制等を通じて確保される。

四の1について

廃棄に関する 確 認 の方法」 とは、 返還予定の ガラス固 化体が C O Ğ Е M Aが提出 し た仕様の範囲内で

あることについて、 С G Е M Aから提出される書類 を基 に 確 カ めることをいう。

四の2について

本 試 験 \mathcal{O} 結 果 は、 C O G E M Aが提出し た仕 様 \mathcal{O} 範囲内であったと承知して

四の3について

本 試 験は、 放射性廃棄物 の廃棄施設の立地の円滑化を図るために行われるものであり、 本試験 の結果に

よりガラス固化体の返還及び貯蔵 の可否につい て判断するものではない。 本試験 の結果の 如 何にか か わら

ず、 放射性廃棄物 の廃棄に係る安全性は、 原子炉等規制法に基づく規制等を通じて確保されることとな

る。

五について

C O Ğ E M A は、 電気事業者に提出したガラス固化体の仕様において、 ガラス固化体の品質に影響がな

7 等の理 由 「から、 高 レベ ル放射性廃棄物成分の範囲として、 これを含むガラス成分の七・五パ セ ント か

ら十八・ 五パーセント (重量比) までを定めていると承知している。

なお、 ガラス固 化体一本当たりの放射 能量は、 再処理された使用済燃料の燃焼度、 冷却 時間等の条件に

より異なるが、 同 条件では、 高 レ べ ル 放射性 廃棄物 成 分の、 これを含むガラス成分に対する重 量 比 が

七 五. デパー セントと十八・五パ ーセントのものでは、 五倍程度の相違となる。

六の1の①について

ガンマ 線については、 線質係数を一とすると、 表面における線量当量率は一万四千シーベルト毎時、

メー 1 . ル 離 れた地点での線量当量率は四百二十シーベルト毎時及び二メートル離れた地点での線量当量率

は百四十シーベルト毎時であると承知している。

六の1の②について

中 性 字 線 に つい ては、 線質係数を十とすると、 表面にお ける線 量当量率は六十一・三ミリシーベ ル ト毎

時、 メー \vdash ル離 れ た地 点での線量当量率は八・一ミリシーベルト毎時及び二メートル離れた地点で

の線

六の2について

量

当量率は四・二ミリシーベルト毎時であると承知している。

ガラス固化体の輸送及び管理については原子炉等規制法に基づく規制が課せられており、 放射線障害を

防止する必要がある場所には、 放射線障害を防止するために必要なしゃへい 能力を有するしゃ へい設備を

1 ル 離 れ た地点にお いてしゃへいを介さず直接に人間が被ばくするケースは き考え難

六の3及び4について

施

設

しなけ

ればならないこと等から、

輸送容器に

収納され

てい

ない

ガラス

因化体

か

ら一メート

ル及びニメ

Т N 2 8 V T型輸送容器に標準的なガラス固化体二十八本を収納した状態での線量当量率は算出してい

な ずれにせよ、 TN28VT型輸送容器にガラス固化体二十八本を収納したもの 以 下 本 輸 送

物 という。) の線量当量率については、 原子炉等規制法第五十九条の二第二項及び第七十四 条 小の二第

項の規定に基づき、 科学技術庁長官が、 本輸送物の発送前にBM型輸送物に係る技術上の基準に適合する

ことについて確認することとなっている。

七の1について

電気事業者は、 再処理工場UP―2 (以下「UP―2」という。) に係るCOGEMAとの再処理契約

に基づく廃棄物返還の選択権を行使していないと承知している。

七の2について

C O G E M A は、 再処理工場UP―3 (以下「UP-3」という。) に係る電気事業者との再処理契約

に関して、 使用済燃料約二千七十トン分については昭和六十一年八月二十二日に、 また、 使用済燃料 約

百 トン分については昭和六十三年三月四日に、 当該契約に基づく使用済燃料の再処理により発生するすべ

て 0 残滓 (輸送及び電力会社への返還に適する形態になっている廃棄物をいう。以下同じ。) を返還すると

いう選択権を行使したと承知している。

八の1について

電気事業者と英国核燃料会社 (以下「BNFL」という。)とのガス炉燃料に係る再処理契約のうち廃

棄物返還の選択権が英国側にあるものは約五百トン分についてであり、 約四百トン分については廃棄物を

返還する権 利が英国 [側にあ り、 約六百十トン分については廃棄物返還に関する規定がないと承知し て V

る。

八の2について

電気事業者とBNFLとのガス炉燃料に係る再処理契約においては、 廃棄物返還の選択権が日本側にあ

るものはないと承知している。

八の3について

В N F L は、 昭 和六十三年九月六日に、 使用済燃料約五百トン分の再処理により発生するガラス固化体

を返還するという選択権を行使したと承知している。

九の1について

電気事業者とBNFLとの軽水炉燃料に係る再処理契約のうち廃棄物返還の選択権が英国側にあるもの

は約千六百六十トン分についてであり、約千二十トン分については廃棄物返還に関する規定がないと承知

している。

九の2について

電 気事 業者とB N F Lとの軽水炉燃料に係る再処理契約にお いては、 廃棄物返還の選択権が日本側 にあ

るものはないと承知している。

九の3について

В NFLは、 昭和六十二年七月六日に、 使用済燃料約千六百六十トン分の再処理により発生するガラス

固化体を返還するという選択権を行使したと承知している。

十について

C O G E \overline{M} Aと電気事業者とのUP-3に係る再処理契約のうち使用済燃料七百トン分及びUP $\frac{1}{2}$

係 る再処理契約については、 ガラス固化体 の仕様に関して、 当該仕様から得られるガラス 固化体が受入れ

可能であることについて日本の関係当局から確認を得ることを要するという規定はないと承知して 1 る。

C O GEMAと電気事業者とのUP―3に係る再処理契約のうち使用済燃料二千七十トン分及びB N F

Lと電気事業者との軽水炉燃料に係る再処理契約のうち廃棄物の返還の選択権が英国側にある分について

は、 当該契約に基づきCOGEMA又はBNFLから提出されたガラス固化体の仕様に関して、 当該仕様

は、 カ ら得られるガラス固 C O G Е M A 又 は 化 В N 体が受入れ可能 F L は、 再処理契約を修正 であることについて日 再処 理役務 本の 関係当局 \mathcal{O} 提 供 を行 か ?ら確? わ ず、 認が得られない場合に 使用法 済燃 料 を 時

貯 蔵 の後電気事業者に返還することができることとなってい ると承知してい る。

また、 BNFLと電気事業者とのガス炉燃料に係る再処理契約のうち廃棄物 0 返還の選択権が英国 |側に

当該契約に基づきBNFLから提出されたガラス固化体の仕様に関して、

当該仕

様

カン

ある分については、

は、 ら得られるガラス B N F L は、 送り出した使用済燃料 固化体が受入れ 可能であることについて日本の関係当局 分の再処理役務の提供は 行い、 送り出 から確認が得られ した使用済燃料分を除く分 ない場 合に

 \mathcal{O} 再 処理 は その契約 を終結する権 利を行使することができると承知してい . る。

な お В N F L と電. 気事 業者との ガ ス炉 燃料及び軽水炉燃料に係る再処理契約 のうち廃棄物 の返還 の選

択権が日本側にあるものはないと承知している。

十一の1について

御 指 摘 0 電気事業者とCOGEMAとの再処理契約については、 当時の外国為替及び外国貿 易管 理 法

昭 和二十四年法律第二百二十八号。 以下「外為法」という。) 第四十二条に規定する役務に関 す る 契 約

に該当するため、 当 時 の輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号)第二条第一項に規定する通

商産業大臣の許可を受けている。

十一の2について

電気事業者から提出された「逆委託加工貿易契約許可申請」に対し通商産業大臣が許可しなかった場合

には、 電気事業者は使用済燃料の輸出等を外為法上行うことができなかったと考えられる。

十一の3について

当 時 の日米原子力協定上、 当該契約締結の際に米国の承認は必要とされていなかった。

十一の4について

当該契約に関して、 日仏政府間で交換公文を締結する必要はなかった。 また、 当該契約に関して、 日米

政府間で交換公文を締結した事実はない。

十一の5について

昭 和五十二年十二月二十九日に日仏両政府間で交換された口上書は、 仏国政府からの要請等に基づき取

り交わされたものである。 この日上書については、 仏国政府との関係上、 公表は差し控えたい。

十二の1について

御指摘の電気事業者とBNFLとの再処理契約については、 当時の外為法第四十二条に規定する役務に

関する契約に該当するため、 当時の輸出貿易管理令第二条第一項に規定する通商産業大臣の許可を受けて

いる。

十二の2について

電気事業者から提出された「逆委託加工貿易契約許可申請」 に対し通商産業大臣が許可しなかった場合

には、 電気事業者は使用済燃料の輸出等を外為法上行うことができなかったと考えられる。

十二の3について

当時の日米原子力協定上、 当該契約締結の際に米国の承認は必要とされていなかった。

十二の4について

当該契約に関して、日英政府間で交換公文を締結する必要はなかった。また、 当該契約に関して、日米

政府間で交換公文を締結した事実はない。

十二の5について

昭和五十三年八月二十二日に日英両政府間で交換された口上書は、英国政府からの要請等に基づき取り

交わされたものである。この口上書については、英国政府との関係上、公表は差し控えたい。